

保証意思宣明公正証書の作成を希望する方へ

札幌大通公証役場

Tel. (011) 241-4267

FAX (011) 241-4269

E-mail sapporo.odori-notary@room.ocn.ne.jp

主債務者が事業のために負担した貸金等の債務について、債権者との間で保証（根保証を含む）の契約をする場合には、その契約に先立ち、保証人となろうとする者が、公証人の面前で、保証債務を履行する意思がある旨を述べ、その口述内容を公証人が公正証書にしておく必要があります（民法465条の6以下）。これを保証意思宣明公正証書といいます。

これは、保証人が、自己の負担する義務の内容をよく理解しないままに保証契約を締結し、予想外に多額の債務を負わされるような悲劇的な事態を防止するためのものです。

したがって、この公正証書作成を依頼された公証人は、保証人となろうとする者（嘱託人）が自己の義務の内容を正確に理解した上で保証債務を履行する意思があるかどうかを、嘱託人の述べることで確認した上で、その述べた内容に従って公正証書を作成します。そのため、公正証書作成に当たって、公証人は、別紙保証意思宣明書（質問事項書兼回答書）記載のような質問（記載事項に限りません）をし、それに対する嘱託人の回答を求めます。また、嘱託人の口述内容を裏付ける資料があるかどうか、法律上保証人が主債務者から提供されるべき情報の提供を受けているか否か、それを裏付ける資料を受領しているかどうか等も、併せて確認の上で、公正証書を作成します。

については、手続を適正・迅速に進めるため、以下のご協力をお願いいたします。

- 1 別紙「**保証意思宣明書（質問事項書兼回答書）**」に、回答を記入のうえ、**公正証書作成予定日の1週間前までに提出**して下さい。提出の方法は、持参、郵送、ファクス、メール等、適宜の方法でかまいません。
- 2 主債務者、又は債権者から、金銭消費貸借契約書の写しなどの資料を受け取っている場合は、その資料の写しを、1の書面とともに提出して下さい。
- 3 主債務者から、主債務者の財産及び収支の状況、主債務以外に負担している債務の額や履行状況等、主債務の担保として提供し又は提供しようとしている物の内容、などに関する資料を受け取っている場合は、その資料の写しを、1、2の書面や資料とともに提出して下さい。これらについて、主債務者から情報提供がない場合には、公正証書は基本的に作成できませんので、主債務者に情報の提供を求めて下さい。
- 4 公正証書作成当日には、上記書面・資料提出の有無にかかわらず、担当公証人は、嘱託人に対して、保証意思に関する各種の質問をし、**できる限り書面等を見ないで回答**することを求めます。その際に**主債務者や債権者の立会は認められません**。また、事前に、担当公証人又はその指示を受けた公証役場書記から、提出された資料等に関して、電話等で問い合わせや追加提出の依頼等をする場合がありますので、ご了承下さい。なお、公証人は、公正証書作成後に作成手数料等の支払請求をしますが、その前に金銭の支払請求をすることはありません。

ご不明な点やご質問がありましたら、お問い合わせ下さい。

以上